

◎新潟県告示第20号

新潟県流域下水道事業財務規則（令和2年新潟県規則第34号）第6条の規定により、新潟県流域下水道事業出納取扱金融機関の名称、位置及び取扱事務の範囲（令和2年3月新潟県告示第371号）の全部を次のよう改正し令和3年1月1日から実施した。

令和3年1月8日

新潟県知事 花 角 英 世

公金の収納及び支払の事務を取り扱う店舗

名称	位置
第四北越銀行県庁支店	新潟市